

### 専決処分の報告について

熊本市奨学金返還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 4 号の規定に基づき専決処分し、市議会に報告を行うもの。

#### 1 相手方

熊本市奨学金返還金の滞納者本人

#### 2 訴えの趣旨

相手方に対し、熊本市奨学金返還金に係る滞納額等を請求する。

#### 3 訴えの概要

相手方は、熊本市奨学金返還金の滞納者本人である。滞納者は熊本市奨学金条例（平成 14 年条例第 18 号）に基づく奨学金の貸付を受け、返還について誠実にその義務を履行することを誓約したが、一部の返済をした後に未納となり、滞納額が発生した。

その後、督促を行ってきたが、滞納額 860,231 円を支払わないため、令和 3 年 3 月 22 日に民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 383 条の規定に基づき、熊本簡易裁判所書記官に対し、熊本市奨学金返還金の滞納額等について、相手方を債務者として支払督促の申し立てを行った。

これに対して、相手方から督促異議の申立てがなされたため、同法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることとなった。

#### 4 市議会への報告議案

別紙のとおり

専決処分の報告について

熊本市奨学金返還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起について、次のように専決処分したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市奨学金返還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起についての専決処分

- |   |          |               |
|---|----------|---------------|
| 1 | 相 手 方    | 熊本市奨学金返還金の滞納者 |
| 2 | 件 数      | 1 件           |
| 3 | 金 額      | 860,231円      |
| 4 | 督促異議の申立日 | 令和3年4月6日      |
| 5 | 専 決 日    | 令和3年4月30日     |

(提出理由)

奨学金返還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第4号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するものである。

○民事訴訟法

(平成八年六月二十六日)

(法律第九号)

(支払督促の申立て)

第三百八十三条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができる。

一 事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所における業務に関するもの 当該事務所又は営業所の所在地

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求 手形又は小切手の支払地

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第三百九十五条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

○熊本市長の専決処分事項に関する条例〔法制課〕

昭和41年4月1日

条例第25号

改正 昭和42年10月16日条例第28号

昭和45年3月18日条例第2号

平成2年4月1日条例第32号

平成23年12月19日条例第108号

平成28年3月24日条例第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分にすることができる事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市営住宅等（これらに附属する駐車場を含む。）に係る家賃等の請求及び明渡し  
の請求に関する訴えの提起、和解及び調停
- (2) 1件600万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額の決定
- (3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の1割  
以内の金額に係る変更契約を締結すること。
- (4) 市の申立てにより発せられた支払督促（1件140万円以下のものに限る。）  
に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法（平成  
8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあつ  
たものとみなされる訴えの提起

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第108号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。